

# 産業廃棄物に係る判定基準及び分析項目(静岡県内版)

(株)サイエンス

	溶出試験										含有試験	
	汚泥		燃えがら		ばいじん		鉱さい		廃酸・廃アルカリ		廃油	
水素イオン濃度指数(pH)		○	—		—		—		(**1)	○	—	
アルキル水銀化合物	不検出	△*1	—		不検出	△*1	不検出	△*1	不検出	△*1	—	
水銀又はその化合物	0.005	○	—		0.005	○	0.005	○	0.05	△*2	—	
カドミウム又はその化合物	0.3	○	0.3	○	0.3	○	0.3	○	1	△*2	—	
鉛又はその化合物	0.3	○	0.3	○	0.3	○	0.3	○	1	△*2	—	
有機燐化合物	1	△*2	—		—		—		1	△*2	—	
六価クロム化合物	1.5	○	1.5	○	1.5	○	1.5	○	5	△*2	—	
砒素又はその化合物	0.3	○	0.3	○	0.3	○	0.3	○	1	△*2	—	
シアン化合物	1	○	—		—		—		1	△*2	—	
ポリ塩化ビフェニル	0.003	△*2	—		—		—		0.03	△*2	含有	△*3
トリクロロエチレン	0.3	△*2	—		—		—		3	△*2	含有	△*3
テトラクロロエチレン	0.1	△*2	—		—		—		1	△*2	含有	△*3
ジクロロメタン	0.2	△*2	—		—		—		2	△*2	含有	△*3
四塩化炭素	0.02	△*2	—		—		—		0.2	△*2	含有	△*3
1,2-ジクロロエタン	0.04	△*2	—		—		—		0.4	△*2	含有	△*3
1,1-ジクロロエチレン	0.2	△*2	—		—		—		2	△*2	含有	△*3
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	△*2	—		—		—		4	△*2	含有	△*3
1,1,1-トリクロロエタン	3	△*2	—		—		—		30	△*2	含有	△*3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	△*2	—		—		—		0.6	△*2	含有	△*3
1,3-ジクロロプロペン	0.02	△*2	—		—		—		0.2	△*2	含有	△*3
ベンゼン	0.1	△*2	—		—		—		1	△*2	含有	△*3
チウラム	0.06	△*2	—		—		—		0.6	△*2	—	
シマジン	0.03	△*2	—		—		—		0.3	△*2	—	
チオベンカルブ	0.2	△*2	—		—		—		2	△*2	—	
セレン又はその化合物	0.3	△*2	0.3	△*2	0.3	△*2	0.3	△*2	1	△*2	—	
含水率	85	○	—		—		—		—		—	
熱灼減量	—		10	○	—		—		—		—	
全油分	5	○	—		—		—		—		—	
引火点	—		—		—		—		—		(**1)	○

1 ○印、△印は実施すべき分析項目を示す。

2 ○印については、必ず実施すべき分析項目である。

3 △印については、次により省略することができる。

(\*1)総水銀が検出されなければ省略することができる。

(\*2)政令で定める事業所(いわゆる特定排出事業所)に該当しない場合であって、製造過程等発生フローから見て含有する恐れがないものについては、省略することができる。

4 (\*3)含有廃油が該当(特定有害廃油)

5 政令第2条第13号に掲げる廃棄物については、処理前の廃棄物に準じて実施する。

6 過去3年以内の分析値が基準の1/2以上であった項目については、搬出時毎分析すること。

7 前項の規定にかかわらず次の廃棄物の分析は省略することができる。

(1)食料品製造業から排出される汚泥及びガソリンスタンドの洗車汚泥は、含水率・油分以外は、省略することができる。

(2)動物の糞尿処理施設・土木建設工事・浄水場・生コン製造施設から発生する汚泥は、含水率以外省略することができる。

(3)クリーニング業から排出される蒸留残渣汚泥及び廃油については、全項目省略できる。

(4)鋳物廃砂については、全項目省略できる。

8 製造過程等発生フローから見て、含有する恐れのないものと認められる項目については、廃棄物対策室及び関係保健所協議の上、省略することができる。

9 (\*\*1)廃酸・廃アルカリはpH2以下・pH12.5以上、引火点70℃以下、その他は関連の判定等で必要項目

(株)サイエンス

担当:環境計測部 齊藤 康

TEL:054-261-8212